

## 開発行為許可申請書類一覧表(法第29条第1項)

	必要書類	記載すべき事項
1	開発行為許可申請書 〈省令別記様式第2〉	
2	設計説明書(自己の居住用は不要) 〈様式第1号〉	
3	公共施設の管理者の同意書(市長等) 〈様式第4号〉	
4	同上(土木事務所、土地改良区等)	
5	公共施設の管理者等に関する書類(新たに設置される公共施設) 〈様式第2号〉	
6	同上(従前の公共施設) 〈様式第3号〉	
7	公共公益施設管理者等との協議書	
イ	公共施設の管理者	
ロ	義務教育施設設置義務者(20ha以上の場合)	
ハ	水道事業者(20ha以上の場合)	
ニ	一般電気事業者(40ha以上の場合)	
ホ	一般ガス事業者(40ha以上の場合)	
ヘ	鉄道事業者、軌道経営者(40ha以上の場合)	
8	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(土地)(工作物) 〈様式第5号〉	
9	開発区域の土地明細表	土地の所在地、地番、地目、地積、所有者を各々記入し、一覧表とすること
10	開発区域の登記事項証明書	原本(登記情報サービスは不可)
11	資金計画書(自己用で1.0ha未満の場合は不要) 〈省令別記様式第3〉	
12	設計者の資格に関する申立書、及び証書等(1.0ha以上の場合) 〈様式第6号〉	
13	申請者の資力信用に係る書類(自己用で1.0ha未満の場合は不要)	会社登記簿謄本・定款・事業経歴書・役員の略歴・前年度の財務諸表・納税証明・議事録
14	工事施工者の資力信用に係る書類(自己用で1.0ha未満の場合は不要)	会社登記簿謄本・定款・事業経歴書
15	法第34条第13号に該当する権利を証する書類(法第34条第13号に該当の場合) 〈様式第25号〉	登記事項証明書・賃借契約書・農地転用申請書の写し
16	その他必要な書類	公共水路及び排水路に流入する場合は流入同意書、工事施工承認、消防同意等
A	開発区域位置図(10,000分の1都市計画図)	
B	開発区域区域図(2,500分の1地形図)	
C	開発区域土地の公図の写し	
D	地積測量図(500分の1程度)	
E	設計図	
イ	現況図(2,500分の1、区域図と兼用可)	地形、開発区域の境界、開発区域内及び周辺の公共施設、等高線(間隔2m)、樹木又は樹木の集団(1ha以上)、表土の状況(1ha以上)
ロ	土地利用計画図(1,000分の1)	開発区域の境界、公共施設の位置・形状、予定建築物の敷地の形状、予定建築物の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置・形状
ハ	造成計画平面図(1,000分の1)	開発区域の境界、切土・盛土部分、がけ、擁壁の位置、道路の位置、形状、巾目、勾配
ニ	造成計画断面図(1,000分の1、高低差が著しい箇所)	切土又は盛土をする前後の地盤面
ホ	排水施設計画平面図(500分の1)	排水区域界、排水施設の位置・種類・材料・形状・内のり寸法・勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先名称
ヘ	給水施設計画平面図(500分の1、排水施設計画平面図と兼用可)	給水施設の位置・形状・内のり寸法、取水方法、消火栓の位置
ト	がけの断面図(50分の1、切土2.0m、盛土1.0mを超える場合もしくは切盛土2.0mを超える場合)	がけの高さ・勾配、土質、切土又は盛土以前の地盤面、がけ面保護の方法
チ	擁壁の断面図(0.5m以上1.0m以下、1.0mを超え2.0m以下は安定計算、2.0mを超えるものは安定計算と応力度の検討)	擁壁の寸法・勾配、擁壁材料の種類・寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置・寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置・材料・寸法